

令和4年度追浜駅交通結節点まちづくり計画作成業務 仕様書（案）

第1条 地域と連携した事業推進方策の検討（令和4年度実施）

（1）組織体立上げにかかる検討

地区周辺において想定される各事業の展開を見据え、デザインセンター組織体の立上げに向けた支援を行う。（協議調整、資料作成（一部現状把握等含む）、協議記録作成、事例収集整理等）

（2）有識者と行政の打合せ補助

打合せへの参加、記録簿の作成、資料修正等の補助を行う。（5回想定）

第2条 駅前空間の立体的活用のための事業手法の検討

（1）地元意向の調査

追浜駅交通結節点整備（令和3年3月19日国土交通省・横須賀市）における交通結節点に求める機能（ターミナル、上空ビル）、駅・街・道が一体となったまちづくりのあり方、連鎖的な事業推進（従来型道路事業、連鎖型事業）に対する考え方について、追浜駅周辺住民等（概ね150名程度を想定）より意向を聴取する。意見の聴取方法については、別途協議するものとする。（令和4年度実施）

また、立体的利用計画の検討にあわせ、権利者の意向把握を行う（令和5年度実施）

（2）駅前広場の立体的利用計画の作成（令和5年度実施）

1）立体的利用範囲の検討

駅前広場等の整備範囲及び権利者の意向状況等を鑑み、立体的利用を図る範囲の検討を行う。

2）立体的利用手法の検討

駅前広場の立体的利用を可能とする都市計画の課題及び対策方法を検討し、土地及び立体利用範囲の所有主体の関係性の整理を行う。

3）立体的利用施設の事業性検討

立体的利用施設の事業手法について、複数手法を検討し、事業成立性の高い手法の選定を行う。また建築物の概算従前資産評価を行う。

第3条 追浜駅周辺の駅・街・道が一体となったまちづくりの検討

（1）検討方針の策定（R4年度実施）

過年度策定された事業計画、グランドデザイン等を踏まえ、本業務における検討方針を策定する。

(2) まちづくりアクションプランの作成（令和5年度実施）

第1条～第2条での検討及び追浜駅周辺で実施される各事業について、事業間相互の関係性や工程上のクリティカルパス等を整理し、事業工程表として取りまとめを行う。

第4条 打合せ協議

打合せは業務の区切りにおいて行うものとし、回数は7回（令和4年度3回、令和5年度4回）とする。

第5条 計画準備

本業務の目的等を十分理解した上で、設計図書における業務内容を確認し、業務概要、実施方針、業務工程、組織計画等、必要な計画及び準備を記載した業務計画書を作成するものとする。

第6条 旅費交通費

本業務において打合せ、関係機関協議、現地作業（現地踏査含む）にかかる旅費交通費は、直接人件費の1.49%として計上している。

なお、契約変更によって直接人件費の増減があった場合の旅費交通費においては変更後の直接人件費に対し率を乗じた額により計上する。

第7条 報告書作成

本業務における調査及び検討成果を報告書として取りまとめを行う。

第8条 成果品の提出

成果品は、A4製本で3部及び電子媒体（CD-RまたはDVD-R）で3部提出すること。電子媒体については、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第9条 受注者の義務

受注者は、契約の履行にあたって業務の意図及び目的を十分理解したうえで、各条項を満足するように努めなければならない。

第10条 疑義等

本業務を履行するにあたって疑義等が生じた場合、受注者は速やかに申し出、協議するものとする。

第11条 その他

受注者は、業務完了後といえども受注者の過失、疎漏等に起因する不良箇所が発見された場合、発注者の指示により訂正等の処置を受注者の責任において行うものとする。

以上